

家庭教育支援の今後の方向性

山本智也*

The support of home education in the future

The Japanese government decided to establish Child and Family Policy Agency. The support for home education has been discussed from various standpoints. This paper reviews the measures implemented in Japan so far related to home education and make some proposals for the home education supporting systems in the future which can lead us to enjoy engaging in home education.

1 はじめに

—家庭教育支援の今後を考える今日的意義—

2021（令和3）年12月21日に「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針 こどもまんなか社会を目指すこども家庭庁の創設について」が閣議決定され、「こども家庭庁」を2023年度のできるかぎり早い時期に創設するとしている。

この基本方針において「2. 今後のこども政策の基本理念」の中で次のことが示されている¹⁾。

こどもは家庭を基盤とし、地域や学校など様々な場所において、様々な大人との関わりの中で成長する存在である。こどもの成長を支えるためには、家庭における子育てをしっかり支えることが必要であるが、核家族化や地域の関わり希薄化などにより、子育てを困難に感じる保護者が増えている状況にある。子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながらこどもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、保護者が子育ての第一義的責任を果たせるようにすることが、こどものより良い成長の実現につながる。

このうち核家族化については、確かに、戦後、三世代家族が減少し、核家族化が進んだとの認識が一般的である。確かに厚生労働省の「2019年国民生活基礎調査の概況」では、18歳の児童のいる世帯のうち、核家族世帯が82.5%（このうちひとり親世帯が6.5%）、三世代家族が13.3%、その他の世帯が4.3%という状況である²⁾。しかし、核家族世帯についてみると、平成18年版少子化社会白書でも「実際には核家族世帯は1920（大正9）年の第1回国勢調査時点でも、全世帯の半数を超えており、（中略）実は戦前から「主流派」だった」とある。戦後、確かに核家族は戦前に比べて、その割合は増えている。しかし、戦前でも半数を超える核家族において、核家族が増えたからといって、近年の家庭の教育力の低下の要因とは言い切れない。そもそも核家族は人類にとって普遍的なものであり、核家族をもってして家庭の教育力が低下しているとは言い切れない。家族形態は核家族であったとしても、近居の祖父母世代が親世代の子育てを支えたり、近隣の血縁を同じくする親族が互いに支え合ったり、さらには地域共同体の中で様々な人との支え合いの中で、周囲からの支援のある環境の下で親自身が親役割を習得していくことができるのである。このことから、現在においても、配偶者・祖父母の支えを中心として、周囲からの支援のある環境は子育てを支援する上

* 大阪成蹊大学

で一定の役割を担っていると言ってよい。しかし、近隣に血縁者が存在しない、あるいは存在してもその関係が悪く、支援の役割を担えない、さらに、地域から孤立した家族による孤立した子育てが大きな問題なのである。その意味で、問題は「核家族化」ではなく「核家族の孤立化」なのである。

すなわち、個別的な状況によって課題がある家族がいるというのが実際なのだが、子育て家族はみな問題を抱え、改善が必要であるといったまなざしが注がれているのではないだろうか。

そして、今回の子ども家庭庁設置における「教育」についての取扱を見てみよう。

「3. 子ども家庭庁の設置とその機能(1) 子ども家庭庁の設置の必要性、目指すもの」のなお書きとして、次のように文部科学省の下でこれまでどおりその充実を図るとしている³⁾。

こどもの健やかな成長にとって、教育は必要不可欠である。教育は、教育基本法(平成18年法律第120号)において人格の完成と国家社会の形成者の育成を目的とする旨が定められており、その振興は文部科学省の任務とされている。文部科学省は、初等中等教育、高等教育及び社会教育の振興に関する事務を一貫して担っており、この教育行政の一体性を維持しつつこどもの教育の振興を図ることは、こどもの成長を「学び」の側面から支えていく上で重要である。このため、教育については文部科学省の下でこれまでどおりその充実を図り、子ども家庭庁は全てのこどもの健やかな成長を保障する観点から必要な関与を行うことにより、両省庁が密接に連携して、こどもの健やかな成長を保障することとする。

以上のことから、「教育」については子ども家庭庁の所管としないということである。そのため、この「子ども政策の新たな推進体制に関する基本方針について」において、「子育て支援」という文言は11カ所あるのに対して、「家庭教育」「家庭

教育支援」という文言は全くないのである。しかし、「家庭教育支援」についてはこどもの育ちと支える家庭への支援という視点では子ども家庭庁の施策と重なる点も少なくないため、今後の動向に注目していく必要がある。

なお、今回の閣議決定において、当初「子ども庁」とされていたものが「子ども家庭庁」に変わっている。これについては、伝統的家族観を重視しているとして批判的にとらえる立場もあるが、政府としては「子どもは家庭を基盤に成長する。家庭の子育てを支えることは子どもの健やかな成長を保障するのに不可欠」とされたことがその理由だとしている。筆者としても、こどもの育ちを支える家庭への支援も所管する機関として、その名称を「子ども家庭庁」としたことが伝統的家族観を助長するといった考えはあたらないと考えている。しかし、家族のみに子育ての責任がある、子育て家族は問題がある、だから家庭も支援しなければならないといった文脈で家族をとらえれば、その施策は子育て世帯を苦しめるものになってしまうのではないだろうか。こうした観点に立ち、本稿では、これまでの家庭教育・家庭教育支援の動向をふりかえった上で、これからの家庭教育支援の在り方について考えることとした。

2 我が国の家庭教育支援に関する政策の歩み

これからの家庭教育支援の在り方を考えるにあたって、これまでの家庭教育・家庭教育支援の動向をふりかえりたい⁴⁾。

(1) 戦前の家庭教育振興策

我が国における戦前の家庭教育振興策の歩みについては、1965(昭和40)年当時、文部省社会教育官であった藤原と文部省婦人教育課長であった塩が編者となり、当時の文部省婦人教育課員が執筆した『家庭教育学級の開設と運営』において「文部省における家庭教育振興策の経緯」という項目を設け、これまでの経緯を総括している⁵⁾。これによると、日本で、家庭教育が行政の施策と

して取り上げられるようになったのは、1930年代に展開された家庭教育振興策からであると言われている。その中でも、1930（昭和5）年12月23日、文部省訓令「家庭教育振興の件」第18号がその端緒であるとされている。

この文部省訓令「家庭教育振興の件」第18号では、「国運の隆替風教の振否は固より学校教育ならびに社会教育に負う所大なりと雖も之が根蒂をなすものは、実に家庭教育たり、蓋し家庭は心身育成人格函養の苗圃にしてその風尚は直ちに子女の性行を支配す」と家庭教育の重要性を指摘した上で、「家庭教育の不振之が重要原因をなすものとして国民の深く省慮すべき所なり」として、今日でいう家庭の教育力の低下を指摘し、「家庭教育は固より父母共にその責に任ずべきなりと雖も特に婦人の責任重且大なるものあり従つて斯教育の振興は先づ婦人団体の奮励を促し之を通じて一般婦人の自覚を喚起するを主眼とす」として、女性団体の普及と活動が奨励されていた。

この訓令を受けて、同日付で大日本聯合婦人会が創立され、研究会、講習会、講演会、家庭教育相談所などの活動が行われた。

このように、教育を下支えするものとしての家庭教育の役割を強調しているが、こうした背景には、1931（昭和6）年満州事変、1932（昭和7）年の5・15事件、1933（昭和8）年の国際連盟脱退というように、第二次世界大戦に向けて急速に戦時体制に入り、「思想各何、経済国難」が叫ばれた社会情勢下での家庭教育振興策であった。こうした時代背景の中で、国力増強のために家庭教育の重要性が指摘されている点も見逃せない。さらに戦時体制下の1943（昭和18）年には戦時家庭生活における生産と消費、国防訓練、子女の教育・養護についての啓発を目的にして「母親学級」が設立された。これはもはや個々の営みである家庭教育を支援するとは言いがたく、政府にとっての「あるべき家族」を実現させるための施策としての家庭教育振興策であったと言える。

（2）終戦後の変遷—母親学級から社会学級へ—

1945（昭和20）年8月15日終戦を迎え、1ヶ月後の1945（昭和20）年9月15日に文部省は「新日本建設の教育方針」を明らかにし、1945（昭和20）年11月6日付け文部次官通知「社会教育の振興に関する件」において「5. 家庭教育に関する講習会、婦人に対する特別講座等を開設して家庭教育の振興に資する」ことが振興策の一つとして取り上げられていた。この次官通知を受け、同年11月24日付社会教育局長通知として「昭和二十年度婦人教養施設に関する件」が出され、母親学級の開設と家庭教育指定町村の開設について述べられている。この施策は、「戦後の学校教育の理念として地域社会学校（community school）を唱えるに至って、地域社会、特に両親の協力をもとめるために、まず母親に新しい教育思想や方法を理解させる必要から急速にひろまった。」⁹⁾といわれるように、戦後の新教育の在り方を家族に伝える機能を有していた。しかし、「古い伝統」の継続を警戒し「父親を含めた成人教育こそ民主主義にふさわしい」とする占領軍当局の意向を受けて、母親学級は、1947（昭和22）年になり、対象を母親、両親のみに限らず一般成人を対象とした「社会学級」として、公民教育すなわち社会教育としての位置づけが強まることとなった。この過程を通して、家庭教育は社会教育の一部として位置づけられ、1949（昭和24）年に制定された教育基本法でも第7条「家庭教育及び勤労の場所その他社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない」というように家庭教育を含んだ形で社会教育について規定することとなった。

このように昭和初期から国力増強のために奨励された家庭教育振興策は、終戦後、公民教育を目的としたものに位置づけられようとした。しかし、結果的に家庭教育に限らない広く成人のための教育として社会教育施策へとその形を大きく変化させる形で、終焉を迎えたということができよう。

(3) 家庭教育学級の施策化

1960年代（昭和30～40年代）から、再び青少年の健全育成、学校教育の偏重、家庭生活の見直し等が指摘される中で家庭教育の重要性が認識されるようになっていた。この背景には、少年非行の増加がある。この少年非行の増加は、戦後まもなくの混乱期のピークの次にやってきた第二の波と言われ、これは高度成長に伴う社会変動に伴い、都市に流入する少年が増加したことなどによるピークであり、「繁栄の落とし子」による非行の時代と言われたものであった。

こうした状況を受け、1962（昭和37）年11月27日、中央青少年問題協議会が「青少年対策の強化について」を意見具申しており、「青少年の犯罪の増加、国民の連帯感、祖国愛、人間愛、遵法精神が欠如しがちであり、家庭の人間形成の場としての機能が低下している。親と子が意志を疎通しあい、健全な子どもを育てるための基盤である家庭教育の振興と、学校、社会を通じて行われる道徳教育の充実をはかること」との意見が出されている。

文部省においても、1961（昭和36）年に社会教育局に「家庭教育、地域教育を含む婦人教育に関する事務をつかさどる」婦人教育課が新設された。1962（昭和37）年に文部省は家庭教育を国の重要施策として取り上げ、家庭教育振興のために200万円が予算化され、家庭教育資料作成のために家庭教育専門研究会が組織化され、1963（昭和38）年、家庭教育資料第1集『子どもの成長と家庭』を発行した。その上で、1964（昭和39）年から市町村が開設する家庭教育学級に対して、予算補助する形で家庭教育学級を施策化するに至った。

この家庭教育学級は、開設当時である1964（昭和39）年度で開設数8,323箇所、参加人員597,023人にのぼり、その後、家庭教育に関する学習機会としては、市町村、PTA、婦人団体等が開設主体は地域の特性に応じて様々であるが、1991（平成3）年度の家庭教育学級の開設数は約29,000学級、参加者数は194万人に達している。我が国の小学

校数が1970（昭和45）年以降約24,000校で推移していることを見ると、家庭教育学級はほぼ一小学校に一学級組織されているものと見てよいだろう。

また、家庭教育支援の施策として、特に乳幼児期の子どもを持つ親を対象とした「乳幼児学級」、新婚・妊娠期のこれから親になる男女を対象とした「明日の親のための学級」、共働き家庭を対象とした「働く親のための学級」、思春期にある子どもを持つ親を対象とした「思春期セミナー」など、その特性に応じた多様な学習機会の開設することとなった。

(4) 家庭教育支援施策の展開

1998（平成10）年4月、当時の文部省（現文部科学省）生涯学習局に、家庭教育支援室（文部科学省における英文標記はOffice for the Support of Education in the home）が設置された。この家庭教育支援室は、婦人教育課から名称変更された男女共同参画学習課内に新たに設置されたものである。

この家庭教育支援室の設置に至る背景には、次のような審議会答申が存在する。まず、1996（平成8）年7月に出された当時の文部省中央教育審議会第一次答申「21世紀を展望した我が国の教育の在り方について」を見てみよう。

この答申では、第1部としてまず、今後の教育の在り方を考える出発点として、「子供たちの生活と家庭や地域社会の現状」を明らかにしている。そこでは、家庭について、「核家族化や少子化の進行、父親の単身赴任や仕事中心のライフ・スタイルに伴う家庭での存在感の希薄化、女性の社会進出にもかかわらず遅れている家庭と職業生活を両立する条件の整備、家庭教育に対する親の自覚の不足、親の過保護や放任などから、その教育力は低下する傾向にあると考えられる」と指摘している。その上で、「第2部 学校・家庭・地域社会の役割と連携の在り方」の中の「第2章 これからの家庭教育の在り方」と題して、これからの家庭教育の在り方と家庭教育の条件整備と充実方

策について明らかにしている。

まず、これからの家庭教育の在り方としてとして次の3点を強調している。

- ① 家庭教育は、乳幼児期の親子のきずなの形成に始まる家族との触れ合いを通じ、[生きる力]の基礎的な資質や能力を育成するものであり、すべての教育の出発点である。
- ② とりわけ、基本的な生活習慣・生活能力、豊かな情操、他人に対する思いやり、善悪の判断などの基本的倫理観、社会的なマナー、自制心や自立心など[生きる力]の基礎的な資質や能力は、家庭教育においてこそ培われる。
- ③ 親がその(家庭教育についての)責任を十分発揮することを望みたい。

このように、家庭教育が教育の出発点であるとしている。しかし、先の現状のように、出発点である家庭教育は低下しており、それを支援する必要があるという認識に立っている。

その上で、家庭の条件整備と充実方策として、①家庭教育に関する学習機会の充実、②子育て支援ネットワークづくりの推進、③親子の共同体験の機会の充実、④父親の家庭教育参加の支援・促進という4項目を提起している。

この答申で注目したいのは、「家庭における教育は、本来すべて家庭の責任にゆだねられており、それぞれの価値観やスタイルに基づいて行われるべきものである。したがって、行政の役割は、あくまで条件整備を通じて、家庭の教育力の充実を支援していく」という姿勢にあることである。すなわち、1996(平成8)年の中央教育審議会答申の段階では、家庭教育への支援という言葉はなく、あくまで家庭での教育の条件を整備するというレベルでの支援に止まっていたと言えるだろう。

そして、1997(平成9)年8月、文部大臣は中央教育審議会に対して、幼児期からの心の教育の在り方について諮問している。その諮問に際して、文部大臣による諮問理由の中で、「折しも、神戸市須磨区の児童殺害事件においては、中学生が容

疑者として逮捕され、私も教育行政をあずかる立場にある者として大変衝撃を受けるとともに、心の教育の重要性を改めて痛感したところであります」とした上で、次の3つの点を特に検討してもらいたいとしている。

- ① 子どもの心の成長をめぐる状況と今後重視すべき心の教育の視点
- ② 幼児期からの発達段階を踏まえた心の教育の在り方
- ③ 家庭、地域社会、学校、関係機関が連携・協力して取り組む心の教育の在り方

この諮問を受け、1998(平成10)年6月、中央教育審議会は「新しい時代を拓く心を育てるために」一次世代を育てる心を失う危機—と題して、「幼児期からの心の教育の在り方について」に対する答申を行った。

この答申では、「我々は、子どもたちの心をめぐる問題が広範にわたることを踏まえ、社会全体、家庭、地域社会、学校それぞれについてその在り方を見直し、子どもたちのよりよい成長を目指してどのような点に今取り組んでいくべきかということを具体的に提言することとした。特に、過保護や過干渉、育児不安の広がりやしつけへの自信の喪失など、今日の家庭における教育の問題は座視できない状況になっている」として、家庭教育に対する問題意識は1996(平成8)年の答申の時点よりもさらに強いものとなっている。

そして、「もう一度家庭を見直そう」として、例えば、①思いやりのある明るい円満な家庭をつくらう、②夫婦間で一致協力して子育てをしよう・・・というように、かなり具体的な提言を行っており、国家あるいは政府として、家庭教育の在り方に対して、明確な方針表明についてこれまで謙抑的だったものから、方針を転換し、家庭の教育の在り方に対してあるべき姿を明確に打ち出したものと言えよう。この流れを受けて、2000(平成12)年12月に出された教育改革国民会議の報告においても、教育を変える17の提案が、「教育の原点は家庭であることを自覚する」から始

まっており、次のような提言を行っている。

- ① 親が信念を持って家庭ごとに、例えば「しつけ3原則」と呼べるものをつくる。親は、できるだけ子どもと一緒に過ごす時間を増やす。
- ② 親は、PTAや学校、地域の教育活動に積極的に参加する。企業も、年次有給休暇とは別に、教育休暇制度を導入する。
- ③ 国及び地方公共団体は、家庭教育手帳、家庭教育ノートなどの改善と活用を図るとともに、すべての親に対する子育ての講座やカウンセリングの機会を積極的に設けるなど、家庭教育支援のための機能を充実する。

こうした認識のもと、文部科学省では2001（平成13）年1月に教育改革の今後の取り組みの全体像を示すものとして「21世紀教育新生プラン」をとりまとめた。その中で、「教育の原点は家庭であることを自覚する」という政策課題に対して、「家庭・地域の教育力の再生」を主要施策として示している。そしてこの具体的なものとして、①子育て学習の全国展開に4億円、②子育て支援ネットワークの充実に6億円、③「家庭教育手帳」（243万部）、「家庭教育ノート」（120万部）等の作成、配布に3億円というように2002（平成14）年度に予算措置を行う実施するとしている。

さらに、2001（平成13）年7月11日、教育改革関連6法の一つとして、社会教育法の一部を改正する法律が成立した。その中で、家庭教育に関するこの改正は、家庭教育支援の充実に目的として、家庭教育に関する社会教育行政の体制整備を図るものである。この改正までも、各地の公民館や教育委員会で家庭教育に関する学級や講座などが実施されてきたが、社会教育法ではこうした講座などの開設は教育委員会の事務として明記されていなかった。そこで、この改正で、家庭教育に関する講座を開設する事務が教育委員会の事務として明文化されるようになった。

（5）家庭教育支援の充実に向けた動き

このような動きとともに2001（平成13）年9月には文部科学省に「今後の家庭教育支援の充実に ついての懇談会」が発足し、2002（平成14）年7月19日には、『「社会の宝」として子どもを育てよう！（報告）』を出している。この冒頭には次のような言葉が示されている。

「子育ては、親だけが担うことだと思っていま せんか？

そうではありません。

子どもを育てることは未来の日本を支える人 材を育てることです。

社会の一人一人、みんなが主役なのです。

子どもの成長を社会全体で支え喜び合いま しょう。」

その上で報告本文においても「今日の家庭の教育力の低下は、個々の親だけの問題ではありません。都市化や少子化、核家族化、地域の人々とのつながりが減少したことなど、社会の大きな変化の中で、子育てを支えるしくみや環境が崩れていること、子育ての時間を十分に取ることが難しい雇用環境があることなどにも目を向けなければならないと考えます」として、家庭の教育力の低下の要因として社会全体の変化としてとらえる視点を提示し、子育ての社会化を促すムードづくり、家庭教育支援の基盤整備、子育てネットワークの形成の支援ともに「これまで手が届きにくかった親等へのアプローチ」として『「戸口まで届く、心に迫る」取組を積極的に進めていくことを期待します。具体的な方法としては、行政、学校、母子保健・福祉関係者、地域団体・サークル、ボランティアの連携により家庭教育のサポートチームを形成したり、幼稚園・保育所や小・中学校をはじめ、地域の公民館等にも「子育て語り合いサロン」のような場を設けることにより、保護者リーダーの養成と保護者の輪を拡大することが考えられます」として家庭教育支援チームによる支援といった家庭教育支援の在り方を示している。

こうしたことを受け、大阪府では、2002年度か

ら2005年度まで、大阪府「家庭の教育機能総合支援モデル事業」・「同拡充事業」として、茨木市では葦原小学校をモデル校に学校に専門支援員（以下、支援員）を常駐（週3日）させ、校長や教職員との打合せに基づき、いじめ、不登校、非行、虐待等の課題を共有し、支援が必要な家庭を特定した上で、当該家庭に支援員が単独または教員と一緒に訪問して相談にのる事業を実施している⁷⁾。

（6）教育基本法改正と家庭教育支援

そして、2006年には教育基本法が改正（平成18年12月22日法律第120号）され、次の条文が追加されている。

第10条 父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

こうした家庭教育に関する事項は、旧法では第7条（社会教育）として「家庭教育及び勤労の場所その他社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によつて奨励されなければならない」と社会教育に関する条文の中で述べられるに止まっていたのであるが、この改正により独立した条文となったのである。これは、「すべての教育の出発点である家庭教育の重要性にかんがみ、その役割や支援等について、新たに規定した」（文部科学省「教育基本法の施行について（通知）」（平成18年12月12日文科総第170号）とあるように、近年の社会状況の急激な変化に伴い、家族の在り方が多様化する中で、子どもが育つ環境としての家族の機能低下を強く意識したことによるものと

いえるだろう。

この教育基本法第10条の条文からは、家庭教育は、「(子どもに) 生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努める」ものであるとされている。

その上で、第2項として、「国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない」として、国及び地方公共団体による家庭教育支援の施策が努力義務化されたのである。

その後、文部科学省では2008年の「地域における家庭教育支援基盤形成事業」、2009年の「訪問型家庭教育相談体制充実事業」として、子育てサポーターリーダーなど家庭教育を支援する人材の養成や、地域人材と教職員経験者、民生委員・児童委員、臨床心理士などの専門家からなる「家庭教育支援チーム」の組織化による相談対応や学習機会の提供などの施策を展開することとなった。こうした施策の効果検証として、2011年5月23日に文部科学省に「家庭教育支援の推進に関する検討委員会」が設置され、2012年（平成24年）3月には「つながりが創る豊かな家庭教育～親子が元気になる家庭教育支援を目指して～」と題した家庭教育支援全般に関する報告書が出された。

この報告書では家庭教育をめぐる現状と課題として、「家庭教育が困難になっている社会」として、「家庭の教育力が低下しているという認識は、約20年前から広がってきました（「青少年と家庭に関する世論調査」（平成5年内閣府））。しかしこれは、世の中全般に見たときの国民の認識であって、必ずしも個々の家庭の教育力の低下を示しているとはいえません。「家庭の教育力の低下」の指摘は、子どもの育ちに関する様々な問題の原因を家庭教育に帰着させ、親の責任だけを強調することにもなりかねません」として、「家庭の教育力の低下」というフレーズをもって親の責任だ

けを強調しかねないことを指摘しているのである⁸⁾。その上で、家庭教育支援について「施策を講じるにあたっては、行政が各家庭における具体的な教育の内容を押しつけることのないよう、留意する必要があります」として、教育基本法第10条第1項にある「家庭教育の自主性を尊重しつつ」という点を踏まえて、家庭教育支援における留意点を示している。

この「行政が各家庭における具体的な教育の内容を押しつけることのないよう、留意する必要があります」という文言は、2016年に文部科学省が出した「訪問型家庭教育支援の関係者のための手引き」でも明示されており⁹⁾、今日の家庭教育支援の最も重要なポイントである。

なお、教育基本法第10条2項の規程を踏まえ、熊本県が2012年に全国で初の「家庭教育支援条例」を制定したのを皮切りに地方自治体における「家庭教育支援条例」の制定の動きが見られる。2021年6月時点で都道府県としては6県（熊本県、鹿児島県、静岡県、岐阜県、徳島県、宮崎県、群馬県、茨城県、福井県）、市町村としては6市（石川県加賀市、長野県千曲市、和歌山県和歌山市、鹿児島県南九州市、愛知県豊橋市、埼玉県志木市）で制定されている¹⁰⁾。こうした家庭教育支援条例制定の動きについて、友野¹¹⁾は「『子どもの権利条例』の批判者が『家庭教育支援条例』を推進する構図に疑問を感じている」とした上で、「『子どもの権利条例』は「子どもを権利の主体として認める」ことを主眼とするものである。それを認めない立場からの家庭教育支援は、子どもを客体（教えやしつけの対象）としてしか見ないことになる。また『子ども・子育て支援条例』は『子育てが社会・地域全体で行われることを認める』ものである。『家庭教育支援条例』の推進者たちが『子ども・子育て条例』を直接批判している訳ではないが、『子ども・子育て条例』とは別の条例を提案することは『社会・地域全体による子育て』を軽視あるいは否定し、子育てを親だけの責任とするものになるのである」として、今後の課題の

一つとして、国レベルでの「家庭教育支援政策」の動向を見極めること、家庭教育支援法案の行方に加えて、文部科学省が進めている「家庭教育支援員の配置」の政策が今後どのように展開するのか、そしてこれまでの「子育て支援政策」との関係はどうなるのかを特に注視しなければならないとしている。

こうした指摘からも今後の家庭教育支援がどのようなものを志向していくのかは、その当事者である子育て世帯をどのようにとらえていくのかによってその方向性を大きく左右するものだと考える。

3 家庭教育支援のこれからを考える

(1) Society 5.0 (ソサエティー5.0) :

日本が目指す未来社会

2016年1月に策定された「第5期科学技術基本計画」において、我が国が目指すべき未来社会の姿として「Society 5.0 (ソサエティー5.0)」が提唱された。これは、狩猟社会 (Society 1.0)、農耕社会 (Society 2.0)、工業社会 (Society 3.0)、情報社会 (Society 4.0) といった人類がこれまで歩んできた社会に次ぐ第5の社会を意味するものである。

この「Society 5.0 (ソサエティー5.0)」は、サイバー空間 (仮想空間) とフィジカル空間 (現実空間) を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立させ、人間中心の社会とすることとしている。このSociety 5.0が実現する社会は、人工知能(AI)、ビッグデータ、Internet of Things (IoT)、ロボティクス等の先端技術が高度化してあらゆる産業や社会生活に取り入れられ、これまでの閉塞感を打破し、希望の持てる社会、世代を超えて互いに尊重しあえる社会であって、そこでは仕事と子育ての両立などをはじめとして社会生活は飛躍的に便利で快適なものになっていくとされる。しかしその一方で、このような人類がこれまで経験したことのない急激な変化を前に、漠然とした不安の声も多いとされて

いる。こうした変化は子育て家庭にとっても無関係ではない。人工知能が膨大なデータを蓄積・解析することによって、様々な子育て不安が軽減されるようになるかもしれない。しかし、これまでの子育てが次の時代に通用しなくなるのではないかといったことから、さらに子育てへの不安も大きくなるという懸念もある。このように社会が変化する中で、教育を家庭での教育的な営みを支援するということがこれまで以上に重要になってくる¹²⁾。

(2) 2030年を見据えた教育の在り方

2016年、文部科学省中央教育審議会は「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について(答申)」を出している。この第一部で現行の学習指導要領等改訂の基本的な方向性を示しているのだが、この第2章として「2030年の社会と子供たちの未来」を「予測困難な時代に、一人一人が未来の創り手となる」ものとしている。具体的な「解き方があらかじめ定まった問題を効率的に解いたり、定められた手続を効率的にこなしたりすることにとどまらず、直面する様々な変化を柔軟に受け止め、感性を豊かに働かせながら、どのような未来を創っていくのか、どのように社会や人生をよりよいものにしていくのかを考え、主体的に学び続けて自ら能力を引き出し、自分なりに試行錯誤したり、多様な他者と協働したりして、新たな価値を生み出していくために必要な力を身に付け、子供たち一人一人が、予測できない変化に受け身で対処するのではなく、主体的に向き合って関わり合い、その過程を通して、自らの可能性を発揮し、よりよい社会と幸福な人生の創り手になっていけるようにすることが重要である」として、学びの主体性、他者との協働性を重視した教育の方向性を示している¹³⁾。

さらに、同じく2030年を見据えているのが経済協力開発機構が2019年に提示した「OECD ラーニング・コンパス(学びの羅針盤) 2030」である¹⁴⁾。

ここでいう「ラーニング・コンパス」とは、個人や社会のウェルビーイング：私たちの望む未来(Future We Want)に向けた方向性を示したものであり、ここでの学びの中核的な基盤は読み書き能力やニューメラシー(数学活用能力・数学的リテラシー)に限らず、データ・リテラシー(データ活用・解析能力)やデジタル・リテラシー(デジタル機器・機能活用能力)、心身の健康管理、それから社会情動的スキルも含まれるとしている。その上で、不確実な状況における複雑な要求に対応するための知識、スキル、態度及び価値の活用を含む概念として、より良い未来の創造に向けた変革を起こすコンピテンシー(資質・能力)の重要性を提示している。

このように今後の教育は不確実な予測できない状況に対応していくために他者と協働、主体的な学びの在り方がこれまで以上に大切になってくることを示している。こうした主体性や他者との協働性を伸ばしていくための基盤は自尊感情であり、家庭教育を支援する際にも、子どものみならず保護者や家族の自尊感情を第一に考えていくことが求められると言えよう。

(3) 「2040年問題」と子育て世代への対応

さらに10年先の2040年については「2040年問題」として生産年齢人口の減少に伴う社会の変化が危惧されている。国立社会保障・人口問題研究所が出した「日本の将来推計人口(平成29年推計)」によると、次のことが次のように予測されている¹⁵⁾。

- ① 日本の総人口は2008年をピークに総人口が減少に転じており、2053年には日本の総人口が1億人を下回ることが推計されている。
- ② 65歳以上の高齢人口は、1997年には14歳以下の若年人口の割合を上回っており、2020年には3,619万人(総人口に占める割合は28.9%)であるが、2040年には3,971万人(総人口に占める割合は35.3%)と増加することが推計されている。

③ 15歳から64歳の生産年齢人口は、2020年の7,406万人（総人口に占める割合は59.1%）から、2040年には5,978万人（総人口に占める割合は53.9%）と推計されている。

このように生産年齢人口が急速に減少する中、高齢人口が増加していくということが予想されるのである。

こうした予測を受け、総務省では2018年に「自治体戦略2040構想研究会 第一次・第二次報告～人口減少下において満足度の高い人生と人間を尊重する社会をどう構築するか～」として、2040年頃にかけて迫り来る我が国の内政上の危機として、①若者を吸収しながら老いていく東京圏と支え手を失う地方圏、②標準的な人生設計の消滅による雇用・教育の機能不全、③スポンジ化する都市と朽ち果てるインフラを指摘している¹⁰⁾。

このうち、①の「若者を吸収しながら老いていく東京圏と支え手を失う地方圏」の中で、子育てに関わるものとしては「東京圏には子育ての負担感につながる構造的な要因が存在し、少子化に歯止めがかからないおそれ」が指摘されており、これへの考えられる対応として、「共働き社会に対応した保育サービス、より安定した就労環境とワークライフバランス、長時間通勤を減らす職住環境など、複合的な少子化対策」が必要とされている。また、「地方圏では東京からのサービス移入に伴う資金流出が常態化」するとされ、それへの対応として「ワークライフバランスを実現しやすい地方圏に移住しやすい環境の整備」などが示されている。

次の②の「標準的な人生設計の消滅による雇用・教育の機能不全」の中で、「世帯主が雇用者として生活給を得る従来の世帯主雇用モデルがもはや標準的とはいえない」として、「男性も、女性も、ともにライフステージに対応し、イノベーションをもたらす起業も含め、無理なく活躍できる柔軟な就労システムの構築」などが考えられる対応として示されている。

(4)「窮屈からの脱却」

この「2040年問題」について、梅屋 岩崎・武田¹⁷⁾は「子育て世代の「窮屈からの脱却」が日本を持続可能な国にする 労働力の確保と出生率の上昇をもたらす「働く意欲のある母親の子の保育全入」と題して、子育て世代に焦点をあてた提言を行っている。

この中で、政府が掲げている「全世代型社会保障の実現」を持続可能なものにするためには、将来にわたる十分な支え手の確保が不可欠であり、足元の支え手の確保として、子育て世代の女性のさらなる就労実現が有効であるとした上で、さらに将来の支え手の確保という意味で、出生率を上昇させ少子化を克服することが不可避であるとしている。

しかし、野村総合研究所（NRI）が実施した調査の結果、現在の子育て世代の中には、就労やもう一人の子どもを持つことの希望がかなっていない「窮屈な状態」にある人が少なくないことが分かったとして、子育て世代の「窮屈からの脱却」こそが、新たな労働力の確保と出生率の上昇による人口の維持を実現する可能性につながることで、子育て世代が、仕事にも子育てにもチャレンジできる環境を整備すべきであり、その第一弾として、「働く意欲のある母親の子の保育全入」が有効であり、さらに「学童保育の充足」「働き方改革」「男性の家事・育児への参加」「女性の意識改革」などに取り組むこととが必要だとしている。

このように将来にわたりすべての世代が安心して暮らせる新たな国づくりの礎を築くために、子育て世代の「窮屈からの脱却」に向けた大胆な投資が期待されるとして、国として、「子育て世代」に期待する姿勢を見せることが当事者である「子育て世代」が前向きに子育てにも仕事にもチャレンジする上で欠かせないとしている。

この子育て世代の「窮屈からの脱却」は今後の日本が持続可能な社会となっていく上で重要なキーワードとしてとらえていくべきものと考えている。そこでは、梅屋 岩崎・武田が述べているよ

うに仕事にも子育てにもチャレンジできる環境を整備といったハード面だけではなく、子育て世代を日々の子育てにおいて支援していく風土の醸成といったソフト面で「窮屈からの脱却」が不可欠であると考えているのである。

4 おわりに一喜びを感じながら家庭教育に取り組めるために一

家庭教育を支援するにあたって、「窮屈からの脱却」を支えることが必要であろう。そこで大切なことは、保護者自らが子育てへの喜びを実感できることである。この「子育てへの喜び」という言葉は保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）において、「第4章 子育て支援」の中の「1 保育所における子育て支援に関する基本的事項（1）保育所の特性を生かした子育て支援」の項目で次のように示されている¹⁸⁾。

- ア 保護者に対する子育て支援を行う際には、各地域や家庭の実態等を踏まえるとともに、保護者の気持ちを受け止め、相互の信頼関係を基本に、保護者の自己決定を尊重すること。
- イ 保育及び子育てに関する知識や技術など、保育士等の専門性や、子どもが常に存在する環境など、保育所の特性を生かし、保護者が子どもの成長に気付き子育ての喜びを感じられるように努めること。

家庭教育を支援するにおいても、この内容は常に意識しておかねばならないもので、保護者の自己決定を尊重した上で、保護者自らが子育てへの喜びを感じられることを前提しておくべきものである。今の子育てが問題であるから、支援するのだ、保護者は改善されるべき、指導されるべき存在というようにとらえた論調の中で、保護者は子育てへの窮屈感をますます高めるであろう。しかし、本当に大切なことは、保護者自身が喜びを感じながら子育てに取り組むことができる存在としてとらえていくことである。そこで、家庭教育を支援するにあたって、まずは保護者自らが成長

していくことができる存在であるという保護者観に立つことが必要である。その上で、保護者と支援者との対話的な関係の中で、あるいは保護者同士が許容的に語り合う関係の場を構築することで、保護者が自らの子育てを語り、そして、支援者はその語りに興味をもって聴くこと、そして、その語りを自己成長的な視点でとらえることを通して、保護者自身が自らの子育てを肯定的に意味づけていけるように促していくことが大切だと考える。

註

- 1) 「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針について」(令和3年12月21日 閣議決定) 別紙「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針～こどもまんなか社会を目指すこども家庭庁の創設～」p.2
- 2) 厚生労働省「2019年 国民生活基礎調査の概況」p.7
- 3) 「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針について」(令和3年12月21日 閣議決定) 別紙「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針～こどもまんなか社会を目指すこども家庭庁の創設～」p.5～6
- 4) このうち、(1) 戦前の家庭教育振興策から(4) 家庭教育支援施策の展開までは、拙著(山本智也「家庭教育学級の課題—『家庭教育支援』の場として—」日本家庭教育学会 家庭教育研究第8号 pp.1～9、山本智也『非行臨床から家庭教育支援へ』ナカニシヤ出版 2005年)の内容を再構成の上、掲載している。
- 5) 藤原英夫・塩ハマ子編『家庭教育学級の開設と運営』全日本社会教育連合会 1965年 p.27
- 6) 下中弥三郎編『教育学事典』第5巻 平凡社 p.56
- 7) 三川俊樹「これからの「心の教育」を考える—心の教育研究所を一貫連携教育研究所に統合するにあたって—」追手門大学一貫連携教

- 育研究所紀要 第6号 2020年3月 pp.17-28,
- 8) 文部科学省 家庭教育支援の推進に関する検討委員会「つながりが創る豊かな家庭教育～親子が元気になる家庭教育支援を目指して～」2012年 p.5
この点については、友野清文「文部科学省の家庭教育支援施策について—家庭教育支援チームをめぐって」昭和女子大学現代教育研究所紀要 第5号 pp.19～33 2019年においても同様の指摘をしている。
- 9) 文部科学省「訪問型家庭教育支援の関係者のための手引き」2016年 p.4
- 10) 地方自治研究機構 (2021)「家庭教育の支援に関する条例」URL: http://www.rilg.or.jp/htdocs/img/reiki/105_Support_of_Education_in_the_Home.htm 2022年1月22日アクセス
- 11) 友野清文「改定教育基本法制下における家庭教育の政策動向について—家庭教育支援条例・家庭教育支援法案・「親学」をめぐって—」昭和女子大学近代文化研究所 学苑 929号 pp.1～26 2018年
- 12) 山本智也「社会の変化と子育て家庭をめぐる問題」才村 純、芝野松次郎、新川泰弘、宮野安治編『子ども家庭福祉専門職のための子育て支援入門』ミネルヴァ書房 2018年 p.11.
- 13) 文部科学省中央教育審議会「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について(答申)」2016年
- 14) OECD (経済協力開発機構) Future of Education and Skills 2030 プロジェクト「OECD ラーニング・コンパス(学びの羅針盤)2030」(仮訳) https://www.oecd.org/education/2030-project/teaching-and-learning/learning/learning-compass-2030/OECD_LEARNING_COMPASS_2030_Concept_note_Japanese.pdf
- 15) 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成29年推計)」2017年
- 16) 総務省「自治体戦略2040構想研究会 第一次・第二次報告～人口減少下において満足度の高い人生と人間を尊重する社会をどう構築するか～」2018年
- 17) 梅屋 真一郎・岩崎千恵・武田佳奈「子育て世代の「窮屈からの脱却」が日本を持続可能な国にする」株式会社野村総合研究所 知的資産創造 2019年8月号 pp.18-29
- 18) 厚生労働省「保育所保育指針(平成29年厚生労働省告示第117号)」